

北九州市自殺対策計画 新旧対照表(【第3回】見直し)

(傍線の部分は見直し部分)

頁	見直し後	現行
37	<p>(4)計画の数値目標と指標</p> <p>(中略) 警察庁統計による自殺死亡率 現状(平成27年)19.04 人→目標(令和 8 年)13.33 人 <u>以下</u> (中略) 悩みやストレスなどを、だれかに相談したり、助けを求めることが恥ずかしいと「思う」者の割合の減少 <u>(20%)</u> 現状(平成 27 年)15.1%→目標(令和 8 年)<u>12.08%</u></p>	<p>(4)計画の数値目標と指標</p> <p>(中略) 警察庁統計による自殺死亡率 現状(平成27年)19.04 人→目標(令和 8 年)13.33 人 (中略) 悩みやストレスなどを、だれかに相談したり、助けを求めることが恥ずかしいと「思う」者の割合の減少 <u>(10%)</u> 現状(平成 27 年)15.1%→目標(令和 8 年)<u>13.59%</u></p>
50	<p>No.14、(再掲)104 スクールソーシャルワーカー活用事業 【教育委員会<u>生徒指導課</u>】</p> <p>不登校やいじめ、虐待などの<u>課題</u>等の解消のため、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒への働きかけとともに家庭環境への働きかけにより支援活動に取り組んでいます。 <u>生徒指導上の諸課題について、必要に応じて早期に家庭への働きかけを行ったり、関係機関と連携したりすることができるようスクールソーシャルワーカーの体制の充実を図っていきます。また、スクールソーシャルワーカーの人材</u></p>	<p>No.14、(再掲)104 スクールソーシャルワーカー活用事業 【教育委員会<u>生徒指導・教育相談課</u>】</p> <p>不登校やいじめ、虐待などの<u>問題行動</u>等の解消のため、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒への働きかけとともに家庭環境への働きかけにより支援活動に取り組みます。</p>

	<u>育成を図っていきます。</u>	
51	<p>No.20 若者ワークプラザ北九州の運営 【産業経済局雇用政策課】</p> <p>若者の就業支援の拠点である市内2か所の「若者ワークプラザ北九州」において、就業相談、各種情報提供、セミナー・講座、職業紹介などを実施して、若者の就業促進を図ります。</p>	<p>No.20 若者ワークプラザ北九州の運営 【産業経済局雇用政策課】</p> <p>若者の就業支援の拠点として市内2か所に「若者ワークプラザ北九州」を設置し、就業相談、各種情報提供、セミナー・講座、職業紹介などを実施して、若者の就業促進を図ります。</p>
52	<p>No.24 ひきこもり対策事業 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>様々な要因によって社会参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態をいう「ひきこもり」の中でも、特に、背景に精神疾患がない「社会的ひきこもり」について、支援者向けの研修・連絡会、市民向けの講演会、家族教室、自助グループの側面的支援等の事業を実施します。</p>	<p>No.24 <u>社会的</u>ひきこもり対策事業 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>様々な要因によって社会参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態をいう「ひきこもり」の中でも、特に、背景に精神疾患がない「社会的ひきこもり」について、支援者向けの研修・連絡会、市民向けの講演会、家族教室、自助グループの側面的支援等の事業を実施します。</p>
56	<p>No.36 アルコールとうつ、自殺に関する効果的な啓発活動の展開 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p>	<p>No.36 アルコールとうつ、自殺に関する効果的な啓発活動の展開 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p>

	<p>アルコールとうつ、自殺に関する広報について、中高年男性に対象を絞り、パンフレットの作成や商工会議所や農業協同組合等と連携した啓発活動、自助グループとの連携など、必要な人に必要な情報を届けることができる広報活動を開展します。</p> <p><u>必要な人に必要な情報が届くようするため、インターネットや広報誌を活用するとともに、関係機関と連携した啓発活動を開展します。</u></p>	<p>アルコールとうつ、自殺に関する広報について、中高年男性に対象を絞り、パンフレットの作成や商工会議所や農業協同組合等と連携した啓発活動、自助グループとの連携など、必要な人に必要な情報を届けることができる広報活動を開展します。</p>
60	<p>No.46 地域包括支援センター運営事業 【保健福祉局地域福祉推進課】</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、<u>通いの場等</u>を随時巡回する等、相談窓口としての周知をより一層図るとともに、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じます。相談は、電話だけでなく自宅を訪問するなど迅速に対応するとともに、「<u>8050 問題</u>」や「<u>ダブルケア</u>」などの家族介護のアセスメントや地域ケア会議の開催などを通じて、適正にケアマネジメントを実施します。また、関係機関や地域団体、区役所などと適切に連携し、多くの専門職やNPO やボランティアによる支援にも結びつけ、地域包括ケアシステム構築を中心となって推進します。</p>	<p>No.46 地域包括支援センター運営事業 【保健福祉局地域福祉推進課】</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、<u>市民センター</u>を随時巡回する等、相談窓口としての周知をより一層図るとともに、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じます。相談は、電話だけでなく自宅を訪問するなど迅速に対応するとともに、「<u>老老介護</u>」などの家族介護のアセスメントや地域ケア会議の開催などを通じて、適正にケアマネジメントを実施します。また、関係機関や地域団体、区役所などと適切に連携し、多くの専門職や NPO やボランティアによる支援にも結びつけ、地域包括ケアシステム構築を中心となって推進します。</p>

61	<p>No.49、(再掲)69 かかりつけ医こころの健康対応力向上研修 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>自殺との関連性が指摘されるうつ病は、身体症状にも顕れることが多いことから、内科等のかかりつけ医を受診することが多いといわれています。そのため、かかりつけ医に適切なうつ病<u>等精神疾患に関する心療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等</u>の研修を実施することで、うつ病<u>等精神疾患の早期発見・早期治療</u>を図ります。</p>	<p>No.49、(再掲)69 かかりつけ医こころの健康対応力向上研修 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>自殺との関連性が指摘されるうつ病は、身体症状にも顕れるが多いことから、内科等のかかりつけ医を受診することが多いといわれています。そのため、かかりつけ医に適切なうつ病心療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等の研修を実施することで、うつ病の早期発見・早期治療を図ります。</p>
63	<p>No.50 自殺未遂者支援の充実 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>自殺企図により救急搬送された患者及びその家族を対象に、同意に基づき、精神保健福祉センターが心理教育や社会資源のコーディネートと行うなど積極的に介入することで、再び自殺を図ることを防止するとともに、その家族の辛さを傾聴して心の負担の軽減に努めます。また、市内の支援者と自殺未遂者支援のあり方について検討を行います。</p> <p>救急搬送された自殺未遂者への支援について、平成 30 年度からは、連携する救急搬送先(医療機関)を新たに一箇所増やし、対象者を拡大します。</p> <p>自殺未遂等の対応困難な若者の事案について、大学等と</p>	<p>No.50 自殺未遂者支援の充実 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>自殺企図により救急搬送された患者及びその家族を対象に、同意に基づき、精神保健福祉センターが心理教育や社会資源のコーディネートと行うなど積極的に介入することで、再び自殺を図ることを防止するとともに、その家族の辛さを傾聴して心の負担の軽減に努めます。また、市内の支援者と自殺未遂者支援のあり方について検討を行います。</p> <p>救急搬送された自殺未遂者への支援について、平成 30 年度からは、連携する救急搬送先(医療機関)を新たに一箇所増やし、対象者を拡大します。</p>

	<p><u>連携しながら精神保健福祉センター自殺対策専門相談員(公認心理師及び精神保健福祉士)が相談に応じるなどの支援を行い、再度の自殺企図を防ぎます。</u></p>	
71	<p>No.75 いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>こころの病の早期発見・早期対応につながるように、日頃からのこころの健康管理が行えるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」や必要な支援情報へ簡単に辿り着ける専用ホームページ等インターネットを活用した情報提供・相談支援を行います。</p> <p><u>インターネットを活用した情報提供等にあたり、若者により馴染みのあるSNSを活用して、自殺予防に関連する情報や相談窓口情報を提供していきます。</u></p>	<p>No.75 いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>こころの病の早期発見・早期対応につながるように、日頃からのこころの健康管理が行えるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」や必要な支援情報へ簡単に辿り着ける専用ホームページ等インターネットを活用した情報提供・相談支援を行います。</p>
72	<p>No.80 市民への人権啓発の推進 【保健福祉局人権文化推進課】</p> <p><u>「人権文化のまちづくり」の実現に向けて、幅広い年齢層の市民を対象に、様々な機会を通じて、人権啓発を推進します。</u></p>	<p>No.80 ラジオ番組「明日への伝言板」政策 【保健福祉局人権文化推進課】</p> <p><u>市民が人権問題を身近な問題として捉え、その理解を促進するための視聴覚教材を整備し、啓発活動の充実を図っています。</u></p>

78	<p>No.102 心理ケア支援事業 【保健福祉局保護課】</p> <p>各区役所保護課に臨床心理士、<u>公認心理師</u>(会計年度任用職員)を配置し、生活保護受給者に対する精神的支援(心理面からの状況把握、カウンセリングなど)やケースワーカーへの技術的助言及び支援、精神保健福祉センターとの技術的連携を行い、精神保健福祉分野の体制強化を図ります。</p>	<p>No.102 心理ケア支援事業 【保健福祉局保護課】</p> <p>各区役所保護課に臨床心理士(<u>嘱託員</u>)を配置し、生活保護受給者に対する精神的支援(心理面からの状況把握、カウンセリングなど)やケースワーカーへの技術的助言及び支援、精神保健福祉センターとの技術的連携を行い、精神保健福祉分野の体制強化を図ります。</p>
79	<p>No.106 各種法律相談 【総務局男女共同参画推進課】 【広報室広聴課】 【保健福祉局長寿社会対策課】 【保健福祉局障害者支援課】 【保健福祉局同和対策課】 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>各種相談事業に取り組んでいます。 •男女共同参画センター相談事業 •法律人権相談 •高齢者・障害者あんしん法律相談 •地域交流センター人権法律相談 •自死遺族のための無料法律相談</p>	<p>No.106 各種法律相談 【総務局男女共同参画推進課】 【広報室広聴課】 【保健福祉局長寿社会対策課】 【保健福祉局障害者支援課】 【保健福祉局同和対策課】 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>各種相談事業に取り組んでいます。 •男女共同参画センター相談事業 <u>•東部・西部勤労婦人センター相談事業</u> •法律人権相談 •高齢者・障害者あんしん法律相談 •地域交流センター人権法律相談 •自死遺族のための無料法律相談</p>

79	<p>No.107 総合相談会の定例開催 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>自殺予防においては、心の悩みを抱える人たちの背景にある様々な課題やリスクを解決するために、各関係機関相互の連携が必要となります。複雑・困難な背景を抱える人々に、ワンストップで相談の解決への道筋をたてることで、相談者の自殺リスクの軽減を図ることや、関係機関の連携体制の強化を目的とした総合相談会を定期的に開催し、相談者を丁寧にフォローしていきます。</p> <p><u>コロナ禍において自殺の要因となり得る様々な問題が悪化した可能性があるとされており、今後の影響も懸念されています。相談者が抱える様々な問題を1ヶ所で相談できるワンストップ型の相談会(くらしとこころの総合相談会)について、開催回数や開催場所について工夫するなど充実を図ります。</u></p>	<p>No.107 総合相談会の定例開催 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p> <p>自殺予防においては、心の悩みを抱える人たちの背景にある様々な課題やリスクを解決するために、各関係機関相互の連携が必要となります。複雑・困難な背景を抱える人々に、ワンストップで相談の解決への道筋をたてることで、相談者の自殺リスクの軽減を図ることや、関係機関の連携体制の強化を目的とした総合相談会を定期的に開催し、相談者を丁寧にフォローしていきます。</p>
79	<p>No.112 ゲートキーパーの地域での広がり 【保健福祉局保健福祉センター】</p> <p>病院や施設、学校、企業等の自殺対策の担当者等の支援者を対象にした、自殺予防の考え方や初期対応の方法(メンタルヘルス・ファーストエイド研修プログラムや各種自殺予防に関する研修会等)についての研修を行います。また、民生委員・児童委員や自治会長、市民センター職員、</p>	<p>No.112 ゲートキーパーの地域での広がり 【保健福祉局保健福祉センター】</p> <p>病院や施設、学校、企業等の自殺対策の担当者等の支援者を対象にした、自殺予防の考え方や初期対応の方法(メンタルヘルス・ファーストエイド研修プログラムや各種自殺予防に関する研修会等)についての研修を行います。また、民生委員・児童委員や自治会長、市民センター職員、</p>

	<p>ボランティア等を対象にしたゲートキーパー研修を行うことで、地域の自殺予防の取り組みのなかで期待される役割を担っていけるよう支援していきます。</p> <p><u>これまで以上にゲートキーパーの養成を推進するため、開催方法や参加対象者、研修内容等について工夫するなどし、効果的・体系的な研修を実施します。</u></p>
<p>No.113 性的少数者の支援体制の構築 【保健福祉局人権文化推進課】 【保健福祉局精神保健福祉センター】ほか</p> <p>自殺念慮・自殺未遂の割合が高いことが指摘されている性的少数者について様々な課題に対応した支援体制を構築します。なかでも性同一性障害を中心とした医学的見地からの対応を要する相談については、専門相談窓口の設置に向けた検討を行います。</p> <p><u>また、LGBT(性的少数者)の生きづらさを少しでも解消し、生き方を後押しする制度として「北九州市パートナーシップ宣誓制度」を運用します。</u></p>	<p>No.113 性的少数者の支援体制の構築 【保健福祉局人権文化推進課】 【保健福祉局精神保健福祉センター】ほか</p> <p>自殺念慮・自殺未遂の割合が高いことが指摘されている性的少数者について様々な課題に対応した支援体制を構築します。なかでも性同一性障害を中心とした医学的見地からの対応を要する相談については、専門相談窓口の設置に向けた検討を行います。</p>
<p>No.114 がん患者・家族への支援 【保健福祉局難病相談支援センター】 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p>	<p>No.114 がん患者・家族への支援 【保健福祉局難病相談支援センター】 【保健福祉局精神保健福祉センター】</p>

<p>がん患者を必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐ支援をする「がん相談支援センター」等について、福岡県や各団体との連携により周知に努めます。また、かかりつけ医等を対象とした自殺対策研修の一環として、がん医療における告知をはじめとした患者とのコミュニケーションの取り方や、患者及び家族の精神症状に対するケア等への理解について、内容の充実に取り組みます。</p> <p><u>さらに、アピアランスケアや小児・AYA世代のターミナルケアを進め、患者や家族の負担を軽減し、療養生活の質の向上を図ります。</u></p>	<p>がん患者を必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐ支援をする「がん相談支援センター」等について、福岡県や各団体との連携により周知に努めます。また、かかりつけ医等を対象とした自殺対策研修の一環として、がん医療における告知をはじめとした患者とのコミュニケーションの取り方や、患者及び家族の精神症状に対するケア等への理解について、内容の充実に取り組みます。</p>
<p>No.115 産婦健康診査事業 【子ども家庭局子育て支援課】</p> <p>令和2年10月から、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、概ね産後1ヶ月以内の<u>産婦</u>に対する健康診査の費用を助成することで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備します。</p>	<p>No.115 産婦健康診査事業 【子ども家庭局子育て支援課】</p> <p>令和2年10月から、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、概ね産後1ヶ月以内の<u>妊婦</u>に対する健康診査の費用を助成することで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備します。</p>
<p>No.117 ウーマンワークカフェ北九州における<u>就業等</u>相談事業 【総務局女性活躍推進課】</p> <p>平成28年5月に開設した「ウーマンワークカフェ北九州」</p>	<p>No.117 ウーマンワークカフェ北九州における相談事業 【総務局女性活躍推進課】</p> <p>女性の就職・キャリアアップ・起業などをワンストップで支</p>

	<p><u>では女性の就職・キャリアアップ・起業・子育てとの両立など、女性の職業生活における活躍をワンストップで総合的に支援します。</u></p>	<p><u>援する「ウーマンワークカフェ北九州」は、平成 28 年 5 月から設置されていますが、本計画には挙がっていませんでした。あらためて、自殺対策の一環として本計画に掲載し、様々な相談支援機関と連携して、地域における相談体制の充実に寄与します。</u></p>
	<p><u>No.118 ヤングケアラーへの支援 【子育て支援課】</u></p> <p><u>ヤングケアラーとは、「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子ども」を言います。ヤングケアラーの早期発見・支援のため、北九州市ヤングケアラー相談支援窓口を設置し、コーディネーターによる相談支援を行います。</u></p>	(追加)
	<p><u>No.119 重層的支援体制整備事業 【保健福祉局地域福祉推進課】</u></p> <p><u>重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化する地域住民のニーズに対応し、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、「多機関協働による支援」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を強</u></p>	(追加)

化し、これらの一体的な実施を目指すものです。

本市においては、包括的な相談支援体制の基盤である「いのちをつなぐネットワーク担当係長」を多機関協働として位置付けたり、新たな機能である「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」や「参加支援事業」をモデル的に導入するなど、その効果や課題の検討を行った上で、本格的実施を推進していきます。